令和3年度の献血の受入れに関する計画(案)について

•	令和3年度の献血の受入れに関する計画(案)【諮問】・・・・・・・・1
•	令和3年度の献血の推進に関する計画(案)
	(令和2年度第1回血液事業部会資料(抜粋))15

厚生労働省発薬生 0225 第 2 号 令 和 3 年 2 月 25 日

薬事・食品衛生審議会 会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 田村 憲久 (公印省略)

諮 問 書

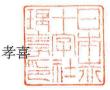
令和3年度の献血の受入れに関する計画を認可することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律160号)第11条第4項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。



血 企 第 38 号 令和3年2月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 様

日本赤十字社 理事 髙橋 孝喜



令和3年度の献血の受入れに関する計画について

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和 31 年法 律第 160 号) 第 11 条第 1 項の規定に基づき提出いたします。

令和3年度の献血の受入れに関する計画(案)

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和 31 年法律第 160 号)第 11 条及び同法施行規則第 4 条に基づき、各都道府県と協議し、日本赤十字社における当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項を定めるものである。

第1 令和3年度に献血により受け入れる血液の目標量

令和3年度に献血により受け入れる血液の目標量は、別紙1の輸血用血液製剤及び血漿分画製剤用の原料血漿の必要量を確保するために、別紙2のとおり全血献血で132万リットル、血漿成分献血で59万リットル、血小板成分献血で31万リットルの合計222万リットルとする。

第2 第1の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

1 献血受入体制

血液の目標量の確保に当たっては、全国を7ブロックに分けた広域的な需給管理体制を活かし、国、地方公共団体等と連携し、効率的な献血の受入れを進める。 医療需要に応じた採血を行うとともに、特に400ミリリットル全血献血及び成分献血を中心に、年間を通じ安定的に献血の受入れを行う。

献血の受入れに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた安全かつ安心な受入環境を保持するなど、献血者の安全に配慮するとともに、 献血者に心の充足感をもたらし、継続した献血協力につながるよう、環境の整備を行う。献血受入施設等の配置については、別紙3のとおり。

2 献血受入のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

各都道府県血液センターにおける主な取組は、別紙4のとおり。

ア 国民全般を対象とした普及啓発

(ア) 全国的なキャンペーン等の実施

①国及び都道府県と連携し、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鹿児島県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。

②テレビ、SNS を含むインターネット等のデジタル広報媒体及びポスター等の紙広報媒体を効果的に活用し、献血への協力を呼びかけるとともに、血液

事業や血液製剤に対する理解を促す。その際、ポスター等の紙広報媒体については、デジタル広報媒体の情報にアクセスしやすい工夫をする。

③都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、血漿分画製剤が様々な疾病の治療薬として広く使われており需要が急激に増加していること、血液の成分である血漿を原料として作られていることを分かりやすく丁寧に周知し、血漿分画製剤の安定供給に必要な原料血漿量を確保できるよう血漿成分献血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等への献血推進対策

献血に協賛する企業や団体を募り、社会貢献活動の一つとして、企業等における献血の推進を促す。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても、献血は不可欠であることへの理解を求め、これまでと変わらない献血協力を呼びかけるとともに、テレワークの広がりに対応し、企業や団体に出向いての献血実施に加え、従業員等の居住地近隣の献血会場での協力依頼など、個々の企業や従業員等の事情に合わせた形での推進対策を強化する。

さらに、企業等に対して、従来の社員研修や社内広報等の機会に加え、 オンラインを積極的に活用して「献血セミナー」の開催や献血に関する情報提供等を行い、正確で理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に若年層の従業員等の献血促進について協力を求める。

(ウ)複数回献血の推進

献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、都道府県及び市町村の協力を得て、複数回献血について、安定的な血液の確保に資するだけでなく、血液製剤の安全性確保の観点からも重要であることなどを広く国民に周知する。

また、平素から献血者に対して、複数回献血の呼びかけを積極的に行う。 特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める 取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

なお、血小板や需要が増大している原料血漿を安定的に確保できるよう、 成分献血については、同一献血者に年間複数回の献血への協力を依頼する。

(エ) 献血予約の推進

献血予約が、計画的かつ安定的な献血確保に資すること、また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、献血協力の集中や献血会場の混雑を回避し、献血協力時間帯の分散化を可能にすることなど、献血予約の重要性を広く国民に周知する。

また、献血者に対して献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を促進し、同サービスを活用した献血予約の推進を積極的に行う。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(ア) 普及啓発資材の作成及び活用

献血や血液製剤に関する理解を促すため、小・中学生を対象とした献血 推進パンフレット、広報用ポスター等を製作し、積極的に活用する。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

血液事業や献血に関する情報に接する機会の増加を図るため、若年層の多くが利用している SNS を含むインターネット等を中心に情報発信を行い、内容についても若年層の嗜好を考慮するなど、効果的な広報を行う。また、実際の献血協力につながるよう、学生献血推進ボランティア等と連携し、同世代からの働きかけを促進する。さらに、感染リスクが高まる密閉空間、密集場所、密接場面の3つの条件の環境の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」に対応し、対面ではなくオンラインを活用した情報発信の充実に向けて、効果的な手段及び内容の検討を進める。

(ウ) 献血セミナーの実施など学校等への献血の普及啓発

オンライン授業の広がり等により学校に出向いての献血実施が困難な 状況下においても、学生に対して献血思想を普及させるため、国、都道府 県、市町村及びボランティア組織等の協力を得ながら献血セミナーの実施 の更なる推進を図る。また、「新しい生活様式」に対応するため、献血セミ ナーの実施にあたっては、オンラインを積極的に活用し、一か所に多くの 参加者が集まる形を避けるとともに、リモートで授業を受けている学生が 参加しやすいよう配慮する。

①小学生、中学生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する関心を喚起するため、献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に実施し、将来の献血協力に向けた啓発を図る。

②高校生を対象とした対策

献血や血液製剤に対する理解を深めてもらうため、献血セミナーの実施や生徒への献血啓発資材等の配付を積極的に行うほか、地域事情を考慮しつ一献血に協力できる学校を募り、献血の推進を促す。

③大学生を対象とした対策

献血推進運動を行っている学生献血推進ボランティア組織等と更なる 連携を図り、全国学生クリスマス献血キャンペーン (12月) を実施するこ とをはじめ、献血セミナー、大学・サークル・学生献血推進ボランティア 等が所有するポータルサイトや SNS、学校が学生に付与しているメールア ドレス等への情報発信を通じて献血や血液製剤に関する理解を促進する。 特に将来の医療の担い手となる医療・薬学系の学生等に対して、多くの 国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の 重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、献血会場及び血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血の受入れに際しては献血申込者に丁寧な対応を心掛け、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、休憩スペースの十分な確保等を行う。また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正に運用し、献血者が安心して献血できる環境を整備する。

初めて献血をする方の、献血に対する不安等を払拭することはもとより、 献血の都度、献血の手順や献血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全を確保する。

献血ができなかった方に対しては、その理由を分かりやすく丁寧に説明するとともに、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。

また、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境を整備し、より一層のイメージアップを図る。

併せて、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染拡大の状況下においても、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止対策を講ずるとともに、様々な広報手段を用いて、感染防止対策を周知する。

イ 献血者の利便性の向上

(ア) 常設献血受入施設における対応

献血者の利便性を考慮しつつ、安全で安心かつ効率的な採血を行うため、 立地条件等を考慮した採血所の設置、子育て世代に対応した託児スペース 整備、地域性を考慮した献血受入時間帯の設定に取り組む。

(イ) 移動採血車における対応

地域の実情に応じ、移動採血車による計画的な採血や、企業・団体等の 意向を踏まえた献血機会を提供する。また、移動採血車における献血予約 を推進する。

(ウ) 献血予約の推進等

ラブラッドを活用した Web 予約及び電話等での予約を積極的に推進し、 待ち時間の解消を図るなど、さらなる献血者の利便性を向上させる。

また、他業種の先進事例を参考に、より効果的な情報発信の在り方等を検討し、運用の改善を図る。

第3 その他献血の受入れに関する重要事項

- 1 献血の受入れに際し、考慮すべき事項
- (1) 健康管理サービスの実施

献血者の健康管理に資するため、希望者に対し生化学検査成績、血球計数検 査成績を通知する。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった方に対して、栄養士等による健康相談を実施する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策

国及び都道府県と連携し、献血者の本人確認及び問診を徹底するとともに、 HIV 等の感染症の検査を目的とした献血防止のため「安全で責任のある献血」 の普及を図る。

(3) まれな血液型の血液の確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、 本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼する。

(4) 献血者の意思を尊重した採血の実施

初回献血者や献血に不安がある方に対しては、採血基準を満たしていれば、いずれの採血区分(200ミリリットル全血献血、400ミリリットル全血献血又は成分献血)における献血協力も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重したうえで、採血区分を決定する。なお、献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求めることもある。

2 輸血用血液製剤の在庫管理と不足時の的確な対応

輸血用血液製剤(特に採血後の有効期間が短い血小板製剤及び赤血球製剤)については、在庫予測に基づき、必要血液量の確保対策を講じて安定供給に努めるとともに、国及び都道府県にも在庫情報を提供する。万一の在庫不足時又は不足が予測される場合には対応手順に基づき、関係機関と連携した必要血液量の確保対策を実施する。

3 災害時等における危機管理

災害等が発生した際は、国、都道府県及び市町村と連携して、医療需要に応じた血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて献血への協力を呼びかける。

その際、被災地域においては、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受 入れの可否について慎重に判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。

また、予め災害時等に備えて、国、都道府県、市町村等の関係者との衛星電話等の複数の通信手段の確保や、平時は日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターにて行っている需給調整業務を首都直下地震に備え他の施設でも確実に行うための体制の整備を含む事業継続計画を定め、献血の受入れが確実に行えるよう取り組む。

さらに、新興・再興感染症のまん延下においても血液製剤の安定供給を図るため、献血者や職員に対する感染防止対策を講じ、安全安心な献血環境を保持するとともに、国、都道府県、市町村等の連携を緊密にし、様々な手段を講じて献血血液を確保する。

4 効率的な原料血漿の確保

原料血漿の必要量が増加傾向にあることを踏まえ、成分献血において、採血基準の範囲内で献血者の循環血液量に応じた血漿量を採血する。

また、日本赤十字社は、唯一の採血事業者であるとともに、輸血用血液製剤の製造業者でもある。このため、輸血用血液製剤の製造工程においても、効率的な手法により、原料血漿を確保する。

5 献血受入施策の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供する。また、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。

また、献血の受入に関する実績、体制等の分析と評価を行い、次年度の献血受 入に係る各種施策の検討に活用する。

令和3年度都道府県別必要量(案)

ブロッ	如送应旧名		輸血用血液製剤の需要見込み(①)(L)					令和3年度に必要な	
ク名	都道府県名	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計	血漿分画製剤用原料 血漿確保計画(②)(L)	血液量(①+②)(L)	
道海	北 海 道	0	30,560	13,320	9,130	53,010	52,668	105,678	
一海	小計	0	30,560	13,320	9,130	53,010	52,668	105,678	
	青森県	0	5,506	2,410	1,976	9,891	14,065	23,956	
	岩 手 県	0	4,573	1,969	1,603	8,145	13,094	21,239	
東	宮城県	0	7,799	4,584	3,020	15,403	17,249	32,652	
北	秋田県	0	4,106	1,357	1,478	6,941	11,382	18,323	
	山形県	0	4,112	1,776	1,094	6,982	10,089	17,071	
	福島県	0	8,473	3,360	2,136	13,969	17,911	31,880	
	小計	0	34,568	15,456	11,306	61,330	83,790	145,120	
	茨 城 県	0	10,415	3,990	3,113	17,518	29,245	46,763	
	栃木県	1	7,356	3,989	2,608	13,954	20,801	34,755	
	群馬県	0	8,104	3,780	3,083	14,967	21,014	35,981	
関	埼玉県	0	26,176	12,034	7,420	45,630	56,279	101,909	
東甲	千葉県	0	24,803	14,040	7,000	45,843	50,666	96,509	
甲 信	東京都	5	56,491	33,583	23,103	113,181	138,121	251,302	
越	神奈川県	0	32,154	17,448	10,290	59,891	79,817	139,708	
·-	新潟県	0	7,948	3,168	3,006	14,122	29,935	44,057	
	山梨県	0	3,024	1,320	730	5,074	10,869	15,943	
	長野県	0	6,838	3,406	2,156	12,399	24,887	37,286	
	小計	6	183,308	96,757	62,507	342,579	461,634	804,213	
	富山県	0	3,888	1,560	1,296	6,744	10,142	16,886	
-	石川県	0	3,440	1,500	1,560	6,500	11,103	17,603	
東海	福井県	0	3,202	923	1,017	5,141	8,075	13,216	
海北	岐阜県	0	7,178	2,824	2,227	12,228	16,276	28,505	
陸	静岡県	0	13,464	5,700	4,351	23,515	36,238	59,753	
	愛知県	0	26,814	15,344	8,729	50,887	71,357	122,244	
-	三重県	0	4,808	2,796	1,880	9,484	16,724	26,208	
	小計	0	62,794	30,647	21,059	114,499	169,914	284,414	
-	滋賀県	0	4,974	2,305	1,692	8,972	10,995	19,967	
-	京都府	0	11,440	7,172	4,335	22,947	24,459	47,407	
近	大阪府	0	42,800	23,400	13,386	79,586	90,398	169,984	
畿	兵 庫 県 	0	20,080	10,752	5,963	36,795	50,501	87,296	
-	奈良県	0	5,840	2,880	1,388	10,108	11,647	21,755	
-	和歌山県 小計	0	4,560 89,694	2,160 48,670	1,332	8,052 166,460	10,020 198,021	18,072 364,481	
	鳥取県	0	2,187	814	796	3,796	6,325	10,121	
F	島根県	0	2,187	942	839	3,750	6,509	10,365	
-		0	7,920	3,636	2,520	14,076	21,995	36.071	
F		0	11,187	3,693	5,852	20,732	23,960	44,692	
中		0	6,253	2,335	1,638	10,226	10,839	21,065	
四		0	3,231	1,021	1,133	5,385	8,394	13,779	
国	香川県	0	4,215	1,658	1,135	7,017	10,243	17,261	
 		0	5,638	2,124	1,525	9,288	14,164	23,451	
	高知県	0	3,196	1,608	1,018	5,822	8,907	14,729	
-	小計	0	45,902	17,830	16,467	80,198	111,335	191,534	
	福岡県	0	21,840	11,016	6,224	39,080	50,255	89,336	
	佐賀県	0	2,842	1,080	669	4,591	8,576	13,167	
	長崎県	0	6,042	2,858	2,028	10,928	14,798	25,726	
_	熊本県	0	7,760	3,360	1,920	13,040	16,475	29,515	
九十州	大分県	0	5,220	2,316	1,586	9,122	11,782	20,903	
וויני	宮崎県	0	4,357	1,989	1,452	7,798	11,624	19,422	
r	鹿児島県	0	7,661	3,520	2,205	13,386	16,937	30,323	
	沖縄県	0	6,002	3,786	1,972	11,760	15,191	26,951	
	小計	0	61,722	29,926	18,056	109,705	145,638	255,343	
	合 計	6	508,549	252,606	166,621	927,782	1,223,001	2,150,783	

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和3年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)(案)

(L)

ブ			全血献血			成分献血		(L)
ロッ ク名	都道府県名	200mL	400mL	計	血小板	血漿	計	合 計
道 海	北海道	1,214	78,820	80,034	18,349	10,730	29,080	109,114
^但 海	小計	1,214	78,820	80,034	18,349	10,730	29,080	109,114
	青森県	183	12,905	13,088	1,386	6,131	7,517	20,606
	岩手県	173	12,161	12,333	2,386	5,146	7,532	19,866
東	宮城県	352	23,580	23,932	6,875	10,598	17,473	41,405
北	秋田県	133	9,368	9,501	2,456	5,094	7,550	17,051
	山形県	150	10,595	10,745	2,291	4,755	7,045	17,791
	福島県	287	20,162	20,448	4,848	7,697	12,544	32,993
	小計	1,278	88,771	90,048	20,242	39,420	59,662	149,710
	茨城県	567	27,496	28,063	3,299	13,566	16,865	44,929
	栃木県	882	20,374	21,256	4,999	11,836	16,836	38,092
	群馬県	451	21,877	22,328	6,192	11,755	17,947	40,275
関	埼玉県	1,294	62,670	63,964	14,415	25,747	40,163	104,127
東田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	千葉県	916	60,018	60,934	12,568	28,239	40,807	101,741
甲信	東京都	2,181	142,944	145,125	43,026	73,201	116,228	261,353
越	神奈川県	1,226	80,366	81,592	20,768	40,258 15,336	61,027	142,618
	新潟県 山梨県	357 133	21,410 8,673	21,767 8,806	4,422	6,508	19,758 6,508	41,525 15,315
		142	18,946	19,087	2,323	13,668	15,991	35,078
	小計	8,148	464,775	472,923	112,012	240,117	352,130	825,052
	富山県	142	9,596	9,738	2,331	4,619	6,949	16,687
	石川県	150	10,060	10,210	2,859	5,913	8,772	18,982
±	福井県	116	7,808	7,924	0	4,406	4,406	12,330
東海	岐阜県	262	17,676	17,938	4,320	7,216	11,536	29,474
北	静岡県	508	34,224	34,732	5,736	18,107	23,843	58,575
陸	愛 知 県	1,012	67,896	68,908	19,749	41,636	61,385	130,293
	三重県	30	13,820	13,850	4,257	9,601	13,858	27,708
	小計	2,220	161,080	163,300	39,251	91,498	130,749	294,049
	滋賀県	126	14,788	14,914	2,532	3,337	5,869	20,783
	京 都 府	198	29,298	29,496	7,576	12,018	19,594	49,090
近	大阪府	1,759	103,144	104,904	25,294	43,753	69,047	173,950
畿	兵庫県	826	57,269	58,095	12,096	23,758	35,854	93,949
	奈良県	198	12,972	13,170	3,298	5,096	8,394	21,564
	和歌山県	136	12,154 229.626	12,290	2,302	3,054	5,356	17,647
	小計 鳥 取 県	3,243	6,059	232,869	53,098 853	91,017 2,616	144,114 3,469	376,984 9,538
	島根県	3	5,227	5,230	1,426	3,148	4,574	9,804
	岡山県	245	21,028	21,273	4,422	10.598	15,020	36,293
	広島県	258	29,344	29,602	15,352	11,133	26,485	56,087
中	山口県	83	16,157	16,240	1,846	3,349	5,195	21,435
四国	徳島県	13	8,078	8,091	1,004	3,444	4,447	12,538
	香川県	8	10,692	10,700	1,212	4,555	5,767	16,467
	愛 媛 県	8	14,731	14,739	2,600	5,844	8,443	23,182
	高知県	72	7,484	7,556	1,107	4,244	5,351	12,907
	小計	699	118,802	119,501	29,822	48,930	78,752	198,253
	福岡県	0	58,424	58,424	12,457	25,245	37,701	96,126
	佐賀県	132	7,414	7,546	2,631	6,122	8,753	16,299
	長崎県	100	15,371	15,471	2,795	7,374	10,168	25,640
九	熊本県	202	20,510	20,711	3,538	8,817	12,356	33,067
州	大分県	66	13,960	14,026	2,223	4,969	7,193	21,219
	宮崎県	26	11,947	11,973	2,160	5,147	7,308	19,281
	鹿児島県 油 縄 県	52	18,984	19,036	4,252	6,110	10,362	29,398
	沖 縄 県 小計	70 648	15,402 162,012	15,471 162,659	2,506	6,850 70,634	9,355	24,826 265,855
	合計	17,450	1,303,885	1,321,335	32,561 305,336	592,346	103,195 897,682	2,219,017
<u> </u>		77,430			300,330			۷,۷۱۵,۷۱۱

[※]山梨県及び福井県では血小板採血を行わないため、血小板成分献血目標量が「0」となっていること。

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

令和3年度に献血により受け入れる血液の目標量(都道府県・献血種類・採血所分類別)(案)

ブ	都		固	定施設(母体・	事業所·出張所	-)			移動採血車			オープン採血	1
	道			血漿	採血								
ック名	府 県 名	200mL採血	400mL採血	FFP-480用	原料血漿 確保用	血小板採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)	200mL採血	400mL採血	合計(L)
、。北	北海道	664	25,060	3,843	6,887	18,349	54,804	550	53,680	54,230		80	80
道海	小計	664	25,060	3,843	6,887	18,349	54,804	550	53,680	54,230		80	80
	青森県	71	2,904		6,131	1,386	10,492	112	10,001	10,113			
	岩手県	60	2,031		5,146	2,386	9,623	113	10,096	10,208	0	34	35
	宮城県	201	8,516	4,414	6,184	6,875	26,190	139	14,872	15,010	12	192	205
東北	秋田県	24	1,967		5,094	2,456	9,541	109	7,401	7,510			
1	山形県	96	1,613		4,755	2,291	8,755	54	8,982	9,036			
1	福島県	45	4,453		7,697	4,848	17,043	241	15,708	15,950			
	小計	497	21,485	4,414	35,006	20,242	81,644	768	67,059	67,827	13	227	240
	茨 城 県	38	7,678	1,268	12,299	3,299	24,582	529	19,818	20,347			
	栃木県	156	3,688	3,549	8,287	4,999	20,680	699	15,951	16,650	27	735	762
1	群馬県	132	8,040	4,380	7,376	6,192	26,119	313	13,757	14,070	1	80	86
<u>_</u>	埼玉県	337	35,822	4,860	20,887	14,415	76,322	957	26,848	27,805	ļ		
関東	千葉県	388	31,186	7,780	20,459	12,568	72,381	482	26,600	27,082	46	2,232	2,278
甲	東京都	650	84,768	17,193	56,009	43,026	201,646	1,031	39,162	40,193	500	19,014	19,514
信	神奈川県	637	41,798	4,853	35,406	20,768	103,462	562	36,874	37,436	-	1,694	1,720
越	新潟県	228	10,998		15,336	4,422	30,984	129	10,412	10,541			
	山梨県	12	2,424		6,508		8,944	121	6,249	6,370			
1	長野県	138	5,876		13,668	2,323	22,006	3	12,998	13,001	1	71	71
	小計	2,717	232,279	43,882	196,235	112,012	587,126	4,825	208,670	213,495	606	23,826	24,431
	富山県	80	1,440	,	4,619	2,331	8,469	62	8,156	8,218		,	•
	石川県	70	3,020	946	4,967	2,859	11,862	80	7,040	7,120			
╽ _┷ ┟	福井県	18	1,744		4,406	,	6,168	98	6,064	6,162			
東 海	岐阜県	78	3,624	1,597	5,620	4,320	15,238	184	14,052	14,236			
北	静岡県	93	6,680	650	17,457	5,736	30,616	415	27,544	27,959	-		
陸	愛知県	438	30,556	13,718	27,918	19,749	92,379	536	34,320	34,856		3,020	3,058
l	三重県	30	4,040	1,419	8,182	4,257	17,928		9,780	9,780	ļ	-,	-,
	小計	807	51,104	18,330	73,168	39,251	182,660	1,375	106,956	108,331	38	3,020	3,058
	滋賀県	63	3,254	79	3,259	2,532	9,186	63	11,534	11,598			
	京都府	76	10,849	2,350	9,669	7,576	30,519	117	17,877	17,994	6	572	577
	大阪府	950	52,594	8,597	35,156	25,294	122,591	735	46,495	47,229	75	4,056	4,130
近畿	兵庫県	383	30,761	4,680	19,078	12,096	66,999	425	26,013	26,438	18	495	513
mx.	奈良県	105	3,101	84	5,012	3,298	11,600	93	9,872	9,964			
	和歌山県	50	1,002	63	2,991	2,302	6,408	86	11,153	11,239			
	小計	1,627	101,560	15,853	75,164	53,098	247,301	1,519	122,944	124,462	98	5,122	5,220
	鳥取県	10	2,599		2,616	853	6,078		3,460	3,460			
	島根県	3	867		3,148	1,426	5,444		4,360	4,360			
	岡山県	168	5,784	1,109	9,490	4,422	20,972	74	15,210	15,284	3	34	37
	広島県	198	7,120	5,559	5,574	15,352	33,803	60	22,128	22,188		96	96
中	山口県	24	1,493		3,349	1,846	6,712	59	14,664	14,724			
四日	徳島県	13	2,880		3,444	1,004	7,340		5,198	5,198			
"	香川県	8	3,398		4,555	1,212	9,173		7,294	7,294	1		
	愛媛県	8	4,144	676	5,168	2,600	12,595		10,395	10,395		192	192
	高知県	72	1,920		4,244	1,107	7,343		5,564	5,564	-		
	小計	503	30,205	7,343	41,587	29,822	109,460	193	88,274	88,468		322	325
	福岡県		16,999	9,954	15,291	12,457	54,700		39,165	39,165	1	2,260	2,260
	佐賀県	46	2,224	2,670	3,453	2,631	11,023	86	5,190	5,276	1		
	長崎県	100	3,420	1,284	6,090	2,795	13,689		11,951	11,951			
	熊本県	202	6,594	4,496	4,321	3,538	19,152		13,915	13,915			
九州	大分県	26	3,495	957	4,012	2,223	10,714	40	10,464	10,505	1		
ווינ	宮崎県	26	2,033		5,147	2,160	9,367		9,914	9,914			
	鹿児島県	23	4,521		6,110	4,252	14,905	29	14,463	14,492			
	沖縄県	41	2,575		6,850	2,506	11,971	29	11,908	11,937		919	919
	小計	464	41,862	19,361	51,273	32,561	145,521	184	116,971	117,155		3,179	3,179
	合計	7,279	503,555	113,027	479,319	305,336	1,408,517	9,413	764,554	773,967		35,776	36,533

[※]オープン採血とは、事業所や学校の会議室等を会場として行う献血受入れ方式であること。

[※]表示単位未満四捨五入の処理をしているため、合計欄と一致しない場合があること。

		当机井布亚		10 Eh			二 八	
ブロッ	都道府県名	常設献血受 入施設	人和6左左 古	移動 採血車	人和6左左右	人和6 左连击	成分 採血装置	人和0左连 古
ク名	加起的水石	(箇所)	令和3年度中 増減数	(台)	令和3年度中 増減数	令和3年度中 更新数	(台)	令和3年度中 増減数
北海	北 海 道	6		14		24	56	
道	小計	6		14			56	
	青 森 県	2		4			13	
	岩手県	1		4			12	
l i	宮城県	2		6			27	
東	秋田県	2		3		1	15	
北	山形県	1		4			12	
-	福島県	3		7			29	
-	小計	11		28		1	108	
	茨 城 県	2		7		1	27	
-	栃木県群馬県	2		6			27	
-	群馬県	3		4			30	
関	埼玉県	7		10		1	57	
東	千葉県	6		10			58	5
甲	千葉県東京都	13		19		2	153	
信	神奈川県	8		12		1	92	
越	新潟県	2		4		 	26	
-	山梨県	1		3			9	
-	長野県	3		4			32	
-	小計	47		79		5	511	5
	富山県	1		3		1	10	
-	石川県	2		3		'	21	
-	垣 丑 旭	1		3			10	
東海	福井県岐阜県	2		4			22	
北	静岡県	3		9		1	36	
陸	愛知県	8		11		2	104	
'	三重県	3		4		1	27	
	<u></u> 小計	20		37		5	230	
	滋賀県	2		4		1	15	
	京都府	3		6		2	35	
	大阪府	11		14		2	106	
近 畿	兵庫県	7		9		1	71	
畿	奈良県	2		4		-	22	
	和歌山県	1		5			11	
	小計	26		42		6	260	
	鳥取県	2		2			11	
	島根県	1		2			8	
	岡山県	2		4			28	
_	広島県	2		5			36	
中四	山口県	1		4			10	
国	徳 島 県	1		3			9	
	香川県	1		3			11	
	愛 媛 県	1		4		1	15	
	高知県	1		3			9	
	小計	12		30		1	137	
	福岡県	5		11		2	55	
	佐 賀 県	1		2			11	
	長 崎 県	2		5			17	
_, [熊本県	2		4			23	
九州	大分県	1		4			11	1
711	宮 崎 県	1		4			10	
	鹿児島県	2		5			14	
	沖縄県	1		4			14	
	小計	15		39		2	155	
	合 計	137		269		20	1,457	

^{※「}常設献血受入施設」とは、血液センター・事業所・献血ルーム(出張所)を指すこと。

[※]施設数、移動採血車台数、成分採血装置台数は、令和3年4月1日時点の予定数であること。

①企業等への献血推進

No.	乗寺への駅皿推進 - 具体的対策	対象
1	移動採血車の配車が難しい事業所に対して、献血ルームでの献血協力依頼を行う。	企業·団体
2	テレワークやオンライン授業の広がりに応じて、企業・学校からその従業員・学生等に対して居住地付近の献血会場を案内してもらう。	企業·団体
3	安定的な血液確保、献血会場の密集回避及び献血者の待ち時間短縮の観点から、献血Web会員サービス「ラブラッド」の活用や電話による直接の依頼を中心とした事前の献血予約の徹底。	企業·団体
4	テレワークを行っている従業員等については、在宅勤務中であっても献血協力のための外出許可を得られるよう先方総務担当等と調整を図ること。	企業·団体
5	大学については、以下4点を依頼すること。①大学・サークル・学生献血推進協議会等が所有するポータルサイトやSNSへの血液センターホームページのリンク掲載。②大学構内への近隣献血ルーム案内ポスターの掲示。③大学から学生用メールアドレスへの献血呼びかけ。④学生献血推進協議会のメンバー等に対して、個人が所有するSNS等での情報発信。	大学
6	高校については、献血会場の案内チラシや献血啓発資材等の生徒への配布を依頼する。また、都道府 県支部と連携し、青少年赤十字による献血協力活動等を実施する。	高校
7	採血中止となった会場の代替対応は行政や地元メディア等と連携し、代替会場の設定や実施周知について速やか、かつ、効率的に行う。	企業·団体
8	都道府県(保健所)及び市区町村との連携やライオンズクラブ等の協力団体の支援により献血サポーターの増加を図る。	献血未実施の 企業や献血協 力企業等
9	企業内の新人研修、衛生委員会及び労働組合等における会合等の機会を利用し、献血セミナー(原則オンライン)を実施する。	企業·団体
10	各血液センターが作成したメタボ対策や高血圧予防のパンフレット等を用いて、献血後の検査結果を健康管理に役立てていただくよう推進する。	企業·団体

②複数回献血の推進

No.	具体的対策	対象
1	採血中、休憩中等にラブラッドの説明・勧誘を行うことで、会員増を強化する。	ラブラッド未加 入者
2	ラブラッド会員に対して、献血依頼、健康管理意識向上のための講演会、その他イベント等の情報を発信し、会員の複数回献血を促進する。	ラブラッド会員
3	1年以上献血の間隔が空いている方に献血を依頼し、複数回献血への誘導を図る。	休眠献血者
4	次回の献血予約をされた方には記念品をお渡しする等のキャンペーンを実施し、献血予約を推進することで複数回献血につなげる。	全献血者

③若年層を対象とした普及啓発

No.	具体的対策	対象
1	各血液センターのホームページやSNS、YouTube等を通して、10~30代の関心をもたせるような献血に関するイベント情報や受血者の方からのメッセージを発信する。	若年層全体
2	スポーツ団体や若年層に人気があるアーティストやアニメ作品とのコラボキャンペーンにより、献血に関する興味・関心をもってもらう。	若年層全体
3	高校生、大学生及び医療系を中心とした専門学校生を対象に、献血の重要性や各都道府県内の若年層献血者数推移等の情報を示した献血セミナー(原則オンライン)を実施する。献血実施予定の学校では、セミナー受講後に献血協力ができるよう調整を行う。	学生
4	学生献血推進ボランティアの募集及び活動を強化し、学生の視点から献血の呼びかけや献血セミナー (原則オンライン)、イベントの企画が実施できるよう支援する。準備・打ち合わせ等は可能な限り電話、メール、オンラインで実施する。	高校生·大学生

④小中学生や幼少期の子供とその親を対象とした取組

No.	中学生や幼少期の子供とその税を対象とした取組 具体的対策	対象
	街頭等での献血実施の際、献血セミナーや子供向けミニイベントを実施し、子育て世代の方に献血に協力していただく。	幼少期の子供 がいる親子
2	小・中学生が理解しやすいアニメーションやクイズを取り入れた献血セミナーや、各血液センターの施設 見学や移動採血車の試乗、キッズ献血等を実施し、献血に関する興味・関心をもってもらう。	小学生·中学生
3	学校・PTAを通じて広報チラシの配布やメール等による情報発信を行う。	小学生·中学生

⑤血漿分画製剤用原料血漿確保に向けた取組

No.	具体的対策	対象
1	これまで主に全血献血でご協力いただいている方にも成分献血を勧めることで、赤血球製剤と共に原料血漿の確保につなげる。	全血献血者
2	成分献血者を中心に接遇時に次回献血可能日の案内と併せて次回予約を依頼する。次回予約をされた献血者には記念品等をお渡しする。	全献血者
3	体内の循環血液量を考慮した献血者への協力依頼を実施する。	全献血者
4	血漿分画製剤についての情報が掲載されているチラシや冊子を献血会場や献血協力団体等において 配布することで、同製剤の普及啓発を図る。	一般の方

令 和 2 年 1 2 月 厚生労働省医薬・生活衛生局 血 液 対 策 課

令和3年度の献血の推進に関する計画(案)について(概要)

1. 趣旨

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画(以下「献血推進計画」という。)を定めることとされている。

今般、令和3年度の献血推進計画を定めるもの。

2. 内容

- O 法第10条第2項に基づき、献血推進計画は次に掲げる事項について定めることとされている。
 - 第1 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 第2 献血に関する普及啓発その他の当該目標量を確保するため に必要な措置に関する事項
 - 第3 その他献血の推進に関する重要事項
- 上記の事項について、令和元年度までの献血の実施状況とその評価等を踏まえ、令和3年度の献血推進計画を定める。なお、令和2年度の献血推進計画からの主な変更点は以下のとおり。
 - ・ 第3の事項において、新興・再興感染症を含めた災害時等に おける献血の確保するための記載を追加。

3. 根拠法令 法第10条第1項

4. 告示日等

- 〇 告示日:令和3年3月下旬(予定)
- 〇 適用期日:令和3年4月1日(予定)

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (昭和31年法律第160号) (抄)

(基本方針)

- 第九条 厚生労働大臣は、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための 基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保に関する基本的な方向
 - 二 血液製剤(用法、効能及び効果について血液製剤と代替性のある医薬品又は再生医療等製品であつて、厚生労働省令で定めるものを含む。第八号において同じ。)についての中期的な需給の見通し
 - 三 血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項
 - 四 献血の推進に関する事項
 - 五 血液製剤の製造及び供給に関する事項
 - 六 血液製剤の安全性の向上に関する事項
 - 七 血液製剤の適正な使用に関する事項
 - ハ その他献血及び血液製剤に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらか じめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものとする。
- 5 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これ を公表するものとする。

(献血推進計画)

- 第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する 計画(以下「献血推進計画」という。)を定め、都道府県にその写しを送付するもの とする。
- 2 献血推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該年度に献血により確保すべき血液の目標量
 - 二 献血に関する普及啓発その他の前号の目標量を確保するために必要な措置に関 する事項
 - 三 その他献血の推進に関する重要事項
- 3 採血事業者及び血液製剤(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)の製造販売業者は、献血推進計画の作成に資するため、毎年度、翌年度において献血により受け入れることが可能であると見込まれる血液の量、供給すると見込まれる血液製剤の量その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、献血推進計画について準用する。

- 5 都道府県は、基本方針及び献血推進計画に基づき、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画(次項において「都道府県献血推進計画」という。)を定めるものとする。
- 6 都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

令和3年度の献血の推進に 関する計画(案)

令和3年月日

厚生労働省告示第 号

目次

前文・		
第1	令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量・・・・・・・ 1	
第 2	献血に関する普及啓発その他の第1の目標量を確保するために必要な措置に関	す
	る事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
	1 献血推進の実施体制と役割・・・・・・・・・・・ 1	
	2 献血推進のための施策 ・・・・・・・・・・ 2	
	(1) 普及啓発活動の実施	
	ア 国民全般を対象とした普及啓発	
	イ 若年層を対象とした普及啓発	
	ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発	
	(2) 採血所の環境整備等	
	ア 献血者が安心して献血できる環境の整備	
	イ献血者の利便性の向上	

第3 その他献血の推進に関する重要事項・・・・・・・・・・・・

5

1	献血の)推進に際し、考慮すべき事項・・・・・・・・・・・	5
	(1)	血液検査による健康管理サービスの充実	
	(2)	血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進	
	(3)	採血基準の在り方の検討	
	(4)	まれな血液型の血液の確保	
	(5)	献血者の意思を尊重した採血の実施	
2	輸血用	月血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応・・	6
3	災害問	5等における献血の確保・・・・・・・・・・・・・	6
4	献血推	生進施策の進捗状況等に関する確認と評価・・・・・・・	6

令和3年度の献血の推進に関する計画

前文

・ 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第1項の規定に基づき定める令和3年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針(平成31年厚生労働省告示第49号)に基づくものである。

第1 令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量

- ・ 令和3年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 51万リットル、血漿製剤25万リットル、血小板製剤17万リットルで あり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。
- ・ さらに、確保されるべき原料血漿の量の目標を勘案すると、令和3年度には、全血採血による132万リットル及び成分採血による90万リットル(血漿成分採血59万リットル及び血小板成分採血31万リットル)の計222万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

第 2 献血に関する普及啓発その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

令和元年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和3年度 の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。

1 献血推進の実施体制と役割

- ・ 国は、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、採血事業者等の関係者の協力を得て、献血により得られた血液を原料とした輸血用血液製剤及び血漿分画製剤(以下「血液製剤」という。)の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、広く国民に対し、治療に必要な血液製剤の確保が相互扶助と博愛精神による自発的な献血によって支えられていることや、血液製剤の適正使用が求められていることなどを含め、献血や血液製剤について国民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求めるため、教育及び啓発を行う。
- 都道府県及び市町村は、国、採血事業者等の関係者の協力を得て、地域の実情に応じた取組を通じて、住民の献血への関心を高め、献血への参加を促進する。都道府県は、採血事業者、医療関係者、

商工会議所、教育機関、報道機関、ボランティア組織等から幅広く参加者を募って、献血推進協議会を設置し、採血事業者、血液事業に関わる民間組織等と連携して、都道府県献血推進計画を策定する。このほか、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成等を行うことが望ましい。また、市町村においても、同様の協議会を設置し、献血推進に取り組むことが望ましい。

採血事業者は、国、都道府県、市町村等の関係者の協力を得て、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行うことが重要である。このため、国、都道府県、市町村等の関係者と協力して効果的なキャンペーンを実施することなどにより、献血や血液製剤に関する一層の理解を促すとともに、献血への協力を呼びかけることが求められる。

2 献血推進のための施策

(1) 普及啓発活動の実施

ア 国民全般を対象とした普及啓発

- (7) 全国的なキャンペーン等の実施
 - ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月及び2月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、鹿児島県において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。
 - 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等においてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。
 - ・ 国及び採血事業者は、都道府県、市町村、製造販売業者等の協力を得て、普及啓発資材等を活用し、近年需要が増大している血漿分画製剤について、献血から得られた血液を原料とすることや、多くの疾患の治療に欠かすことができないことなどを周知するとともに、安定供給が確保されるよう、成分採血への協力を呼びかける。

(イ) 企業等における献血への取組の推進

国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、 献血に協賛する企業や団体を募り、企業等の社会貢献活動の 一つとして、集団献血を含めた企業等における献血の推進を 促す。

- ・ 採血事業者は、血液センター等における献血推進活動の展開に際し、地域の実情に即した方法で企業等との連携強化を図り、企業等における献血の推進を図るための呼びかけを行う。特に若年層の労働者の献血促進について企業等に協力を求める。また、献血や血液製剤について企業等に分かりやすく説明するための「献血セミナー」を実施する。
- 企業等は、従業員等に対し、ボランティア活動の一環として献血に協力するよう呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易に行えるよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境づくりを推進することが望ましい。

(ウ) 複数回献血の推進

- 国及び採血事業者は、都道府県及び市町村の協力を得て、 複数回献血の重要性や安全性について広く国民に周知する。
- 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血者へのサービスの向上を図るとともに、平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。

イ 若年層を対象とした普及啓発

(7) 普及啓発資材の作成

・ 国は、若年層向けの普及啓発資材として、大学、短期大学、専門学校等の入学生を対象とした啓発ポスター、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材及び中学生を対象とした献血への理解を促すポスターを作成する。また、関係省庁間で連携しながら、都道府県、市町村及び採血事業者の協力を得て、これらの教材等の活用を通じ、献血や血液製剤に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

(イ) 効果的な広報手段等を活用した取組

・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。

(ウ) 献血セミナー等の実施

・ 採血事業者は、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設け、献血や血液製剤について正確な情報を伝え、協力の確保を図る。その推進に当たっては、国と連携するとともに、都道府県、市町

村、献血推進活動を行うボランティア組織等の協力を得る。

都道府県及び市町村は、採血事業者が実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行うとともに、献血推進活動を行うボランティア組織との有機的な連携を確保する。

(エ) 学校等における献血の普及啓発

採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。

(2) 採血所の環境整備等

ア 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 採血事業者は、献血の受入れに際して献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意する。その際、献血ができなかった者に対しては、その理由について分かりやすく説明するなど、その後の献血推進への協力に繋がるよう配慮する。
- ・ 採血事業者は、献血者の要望を把握し、採血後の休憩スペースを十分に確保するなど、献血受入体制の改善に努める。また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施するなど、献血者が安心して献血できる環境整備を行う。
- 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を採血の度ごとに十分に行う。
- 採血事業者は、地域の特性に合わせて、献血者に安心、やすらぎを与える採血所の環境づくり等を行い、より一層のイメージアップを図る。
- ・ 国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

イ献血者の利便性の向上

・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、ICTを活用したWEB予約の推進等に積極的に取り組む。

第3 その他献血の推進に関する重要事項

1 献血の推進に際し、考慮すべき事項

(1) 血液検査による健康管理サービスの充実

- 採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低血色素により献血ができなかった者に対して、栄養士等による健康相談を実施する。
- 献血申込者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。

(2) 血液製剤の安全性を向上させるための対策の推進

・ 国は、採血事業者と連携し、献血者の本人確認及び問診の徹底、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。

(3) 採血基準の在り方の検討

・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及 び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを検討する。

(4) まれな血液型の血液の確保

- 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その者の意向を踏まえ、登録を依頼する。
- 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

(5) 献血者の意思を尊重した採血の実施

・ 採血事業者は、初回献血者や献血に不安がある方に対しては、 採血区分(200 ミリリットル全血採血、400 ミリリットル全血採血 又は成分採血)や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安 全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な 限り尊重した上で、採血区分を決定する。(なお、採血事業者が 献血者に対し、医療需要に応じた採血区分の採血への協力を求め ることは可能である。)

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

・ 国、都道府県及び採血事業者は、製造販売業者等の保有する輸血 用血液製剤(特に有効期間の短い血小板製剤と赤血球製剤)の在庫 水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合 には、その供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設 置要綱(平成 17 年 4 月 1 日決定)及び採血事業者が策定した対応マ ニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずる。

3 災害時等における献血の確保

- ・ 国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等において医療需要に応じた必要な血液量を確保できるよう、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。その際、採血事業者は、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分に配慮する。
- 採血事業者は、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需給調整の対応を含む事業継続計画を定める。
 国、都道府県及び市町村は、広域的な需給調整を行う際など、採血事業者の取組を支援する。
- ・ 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、 医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。

4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

- 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和4年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。
- 国は、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について、献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。
- 採血事業者は、国の協力を得て、献血者や献血未経験者へのアンケート等を継続的に実施し、それらの意見等を踏まえ、効果的な普及啓発や献血者の利便性の向上に資する取組を実施する。併せて、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。